

議案第 10 号

橋本市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも 4 分の 1 とすることについて

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 5 項ただし書きの規定により、橋本市農業委員会の委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないこととしたいので、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)第 2 条第 2 号の規定により、橋本市農業委員会の委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 平木 哲朗